別表第二号第5の7中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　変調信号の送信速度が毎秒168,000ビットのものであつて、位相変調のもの　95kHz

別表第二号第5の7に次のように加える。

⑾　変調信号の送信速度が毎秒672,000ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの　190kHz

⑿　変調信号の送信速度が毎秒840,000ビットのものであつて、三二値直交振幅変調のもの　190kHz

⒀　変調信号の送信速度が毎秒1,008,000ビットのものであつて、六四値直交振幅変調のもの　190kHz

別表第二号36⑸を次のように改める。

⑸　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＤ型の送信設備

ア　Ｆ１Ｄ電波を使用するもの

変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、別図第１号に示す曲線の値とする。

イ　Ｇ１Ｄ電波を使用するもの

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の100kHz幅の等価等方輻射電力が（－）38dBW以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
156MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が（－）84.8dBW以下
156MHzを超え165MHz以下	任意の９kHz幅における尖頭電力が（－）100.8dBW以下
165MHzを超え230MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が（－）84.8dBW以下
230MHzを超え1,000MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が（－）77.8dBW以下
1,000MHzを超え1,559MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）71dBW以下
1,559MHzを超え1,605MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が（－）70dBW以下
1,605MHzを超え1,610MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が次式により求められる値以下 －80＋34／５（ｆ－1605）dBW ｆは、MHzを単位とする周波数とする。
1,610MHzを超え1,626MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）46dBW以下
1,626MHzを超え1,626.5MHz以下	任意の３kHz幅における平均電力が（－）36dBW以下
1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下	任意の３kHz幅における平均電力が次の値以下 ⑴　Δｆが０kHzを超え100kHz以下の場合は、（－）３dBW以下 ⑵　Δｆが100kHzを超え200kHz以下の場合は、（－）16dBW以下 ⑶　Δｆが200kHzを超え700kHz以下の場合は、（－）36dBW以下 ⑷　Δｆが700kHzを超え34,000kHz以下の場合は、（－）46dBW以下 Δｆは、kHzを単位とする搬送波の中心周波数±16kHzからの離調周波数とする。
1,660.5MHzを超え1,661MHz以下	任意の３kHz幅における平均電力が（－）36dBW以下
1,661MHzを超え1,690MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）46dBW以下
1,690MHzを超え3,400MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）71dBW以下
3,400MHzを超え10.7GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）65dBW以下
10.7GHzを超え21.2GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）59dBW以下
21.2GHzを超え40GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）53dBW以下

別表第二号36⑹イの表注２中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　占有周波数帯幅の許容値が95kHzの場合
搬送波の中心周波数±50kHz

別表第二号36⑹イの表注２に次のように加える。

⑹　占有周波数帯幅の許容値が190kHzの場合
搬送波の中心周波数±100kHz

別表第二号36⑹ウの表注２中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　占有周波数帯幅の許容値が95kHzの場合
搬送波の中心周波数±50kHz

別表第二号36⑹ウの表注２に次のように加える。

⑹　占有周波数帯幅の許容値が190kHzの場合
搬送波の中心周波数±100kHz